

第5期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
連結注記表
個別注記表

(自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)

株式会社スシローグローバルホールディングス

上記事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載することにより株主の皆様提供しております。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

株式会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

- (1) 当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (a) 当社及び当社の子会社（以下「当社グループ」という。）は、企業理念、法令並びに社内規程を遵守し、コンプライアンスの徹底を率先して実行する。
 - (b) コンプライアンス体制の整備及び法令違反の未然防止を目的として、代表取締役社長を委員長、社外有識者などを構成員とする内部統制委員会を設置し、委員会の定期的開催を通じてグループ各社横断的に必要な改善措置・啓蒙策を講じる。また、内部統制委員会は、取締役会に適宜状況報告を行う。
 - (c) 各部門の業務執行におけるコンプライアンスの実践状況や内部管理体制等の監査等を行うため、業務執行部門から独立した内部監査部門を設置し、監査等の結果について、監査等委員会及び内部統制委員会に適宜状況報告を行う体制を整える。
 - (d) 法令・定款・社内規程への違反その他重要な事実を発見、又はその恐れがある場合は直ちに監査等委員会に報告するとともに、遅滞なく内部統制委員会に報告する体制を整える。
 - (e) 法令・定款・社内規程違反行為等のホットラインとして通報・相談窓口を設置し、法令遵守並びに社内規程違反に関する情報の早期把握及び解決を図る。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項
取締役等の職務執行に係る情報及び文書等は、関係規程並びに法令に基づき、担当部門が適切に保存及び管理する。
- (3) 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (a) 企業の継続的發展を脅かすあらゆるリスクを把握し、リスクマネジメント体制を整備するため、「リスク管理規程」を定め、内部統制委員会を設置する。
 - (b) グループ経営上重要なリスクは、内部統制委員会において、把握・分析・評価を行い、改善策を策定するなど、適切な危機管理を行う体制を整える。
 - (c) 緊急事態発生時の対策は、「クライシス管理規程」を定め、迅速かつ適切に対応できる体制を整える。
 - (d) 情報セキュリティ活動を主導するため、「情報システム基本規程」を定め、情報資産の取扱基準を定める。
- (4) 当社の取締役及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (a) 取締役会において、中期経営計画及び単年度の経営計画を決定し、定期的にその進捗状況を確認する。
 - (b) 取締役会の効率性及び適正性を確保するため、「取締役会規程」を定める。
 - (c) 内部統制委員会は、取締役に対し適宜状況報告を行う体制を整える。
 - (d) 各取締役は、「業務分掌規程」、「職務権限規程」に基づき、責任範囲と決裁手続を明確化して職務の効率性を確保する。

- (5) 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- (a) 当社グループの業務執行の状況については、定期的に取締役会において報告されるものとする。
 - (b) 当社は、随時子会社から業務執行及び財務情報等の状況の報告を求めるものとする。
- (6) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (a) 当社グループで統一された企業倫理の基本観を浸透させるため、当社グループ共通のコンプライアンスに関する規程を定め、これを周知徹底する。ただし、海外においては当該国の法令・慣習等の違いを勘案し、段階的な導入を進める等、適切な整備に努める。
 - (b) 当社グループの役員又は管理職によって定期的に会議を開催し、情報交換を図るとともに、グループ全体の経営計画や重要施策の基本方針を共有する。
 - (c) 内部監査部門は、当社グループ各社の内部監査を定期的実施する。
- (7) 監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 当社は、監査等委員会が求めた場合、監査等委員会の職務を補助すべき者として、専門性及び知識面において適任者を任命することとする。監査等委員会補助者の評価・任命・解任・人事異動・賃金等の改定については監査等委員会の同意を得ることとし、取締役等からの独立を確保するものとする。
- (8) 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに当社子会社の取締役等、監査役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他監査等委員会への報告に関する体制、並びに当社の監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱を受けないことを確保するための体制
- (a) 当社グループの監査等委員会と取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人の綿密な情報連携を図るため、取締役会をはじめとする各種会議に監査等委員が出席し意見を述べ、また必要に応じた説明の要請に対して取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が適切に対応できる体制を整える。
 - (b) 当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が法令・定款・社内規程への違反その他重要な事実を発見、又はその恐れがある場合、直ちに監査等委員会に報告する体制及び報告を受けた部門が当社の監査等委員会に報告する体制を整える。また当該報告を行ったことを理由として不利な取扱を受けないことを社内規程等において禁止する。
 - (c) 当社グループの取締役及び使用人が財務報告に係る内部統制の状況や会計基準及び内部監査部門の活動状況、その他子会社監査役の活動状況等を必要に応じて監査等委員会に報告する体制を整える。
 - (d) 各部門が作成し担当部門に提出した稟議書及び報告書等を監査等委員が必要に応じて閲覧することができる体制を整える。
- (9) 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生じる費用の前払又は償還手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項、その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (a) 監査等委員会が会計監査人から会計監査に関する報告及び説明を受け、必要に応じて監査実施状況の聴取を行う体制を整える。
- (b) 内部監査部門と監査等委員会との連携体制を確保することで、不正・不当行為の牽制・早期発見を行うための実効的な監査体制の整備に努める。
- (c) 監査等委員会が業務に関する説明又は報告を求めた場合、取締役及び使用人は迅速かつ適切に対応する体制を整える。
- (d) 監査等委員が当社に対しその職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払等の請求をしたときは、当社は、当該監査等委員の職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、速やかに当該費用を処理する。

(10) 反社会的勢力を排除するための体制

「反社会的勢力対応規程」を定め、反社会的勢力からの不当な要求に対しては毅然とした態度で臨み、取引関係を含めて、断固としてこれを拒否する。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、前記「株式会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項」に基づいて、当社の業務の適正を確保するための体制の整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における当該体制の運用状況は次のとおりです。

- ・ 当事業年度においては、取締役会を17回開催、グループ内部統制委員会を4回開催、中核子会社である株式会社あきんどスシローにおいて、内部統制委員会を毎月開催しました。
- ・ 使用人に対するコンプライアンスの啓発活動として、「コンプライアンス相談窓口だより」を3回配信するとともに、法務部門により、法務及びコンプライアンスに関する各種研修を実施しました。
- ・ コンプライアンス相談窓口に入電された情報は、中核子会社である株式会社あきんどスシロー内部統制委員会及びグループ内部統制委員会で情報共有を図るとともに、適切に対応しました。
- ・ 内部監査室は、子会社を含めた当社グループの事業拠点に対して、業務執行の適正性や法令等の適合性に関する内部監査を行いました。
- ・ 監査等委員長は、取締役会や経営会議等の重要会議に出席し、事業会社における長年にわたる経理財務及びコンプライアンスに関する豊富な知見から適宜発言を行っております。なお、監査等委員会を補助する使用人1名を置き、監査等委員会の補助にあたらせています。
- ・ 当社は、関係会社管理規程に従って、事業会社である子会社から必要事項の報告を受けています。
- ・ 中核子会社である株式会社あきんどスシロー内部統制委員会において、定期的にリスク情報の確認及び再点検を実施したうえで、これをグループ内部統制委員会に報告・共有し、管理しております。
- ・ 反社会的勢力排除に関する基本方針を定め、取引先への事前審査及び年に1回のサイクルで継続取引先の再審査を実施しております。

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結計算書類の作成基準

当社の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成しております。なお、本連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しております。

2. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	7社
主要な連結子会社の名称	株式会社あきんどスシロー 株式会社スシロークリエイティブダイニング Sushiro Korea, Inc. Sushiro Taiwan Co., Ltd. Sushiro GH Singapore Pte. Ltd. Sushiro HongKong Limited

3. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社数	1社
会社等の名称	Wasabi Participations Limited

当連結会計年度において、株式取得によりWasabi Participations Limitedを持分法適用の範囲に含めております。

会計方針に関する事項

1. 重要な資産の評価基準及び評価方法

(1) 金融商品

① デリバティブ以外の金融資産

(a) 当初認識及び測定

当社グループは、金融資産を償却原価で測定される金融資産、純損益又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産に分類しております。当社グループは当初認識においてその分類を決定しております。

償却原価で測定される金融資産

金融資産は、次の条件が共に満たされる場合には、償却原価で測定される金融資産に分類しております。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

償却原価で測定される金融資産は、公正価値に、当該金融資産の取得に直接起因する取引コストを加算した金額で当初認識しております。当初認識後は実効金利法を適用した償却原価から減損損失累計額を控除した金額で認識しております。

純損益を通じて公正価値で測定される金融資産

金融資産（その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産を除く）のうち、上記の償却原価で測定される金融資産の区分の要件を満たさないものは、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産に分類しております。

純損益を通じて公正価値で測定される金融資産は、公正価値で当初認識しております。当初認識後は公正価値で測定し、その評価差額を当連結会計年度の純損益として認識しております。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産

公正価値で測定される金融資産のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定されることを指定した資本性金融商品は、公正価値に、当該金融資産の取得に直接起因する取引コストを加算した金額で当初認識しております。当初認識後は公正価値で測定し、その評価差額をその他の包括利益に認識しております。なお、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産からの配当金については、当連結会計年度の純損益として認識しております。

(b) 金融資産の認識の中止

当社グループは、金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、又は金融資産を譲渡し、ほとんど全てのリスクと経済価値が移転した時のみ、金融資産の認識を中止しております。当社グループがリスクと経済価値のほとんど全てを移転しないが保持もせず、譲渡された資産に対する支配を保持している場合には、継続的関与を有している範囲において、資産と関連する負債を認識しております。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産の認識を中止した場合、当該時点まで累積したその他の包括利益として認識していた金額を利益剰余金に振り替えております。

(c) 金融資産の減損

償却原価で測定される金融資産等に係る減損については、当該金融資産に係る予想信用損失に対して貸倒引当金を認識しております。

当社グループは、各報告日において、金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大したかどうかを評価しております。

金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合には、当該金融商品に係る貸倒引当金を12ヶ月の予想信用損失と同額で測定しております。一方で、金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には、当該金融商品に係る貸倒引当金を全期間の予想信用損失と同額で測定しております。

ただし、営業債権については常に貸倒引当金を全期間の予想信用損失と同額で測定しております。

予想信用損失は、信用情報の変化や債権の期日経過情報等を反映する方法で見積っております。当該測定に係る金額は純損益で認識し、減損損失認識後に減損損失を減額する事象が発生した場合は、減損損失の減少額を純損益として戻し入れております。なお、連結計算書類に表示されている金融資産の減損後の帳簿価額は、獲得した担保の評価額を考慮に入れない、当社グループの金融資産の信用リスクに対するエクスポージャーの最大値です。

② デリバティブ以外の金融負債

(a) 当初認識及び測定

当社グループは、金融負債について、償却原価で測定する金融負債に分類しております。

償却原価で測定する金融負債

当社グループは、借入金を含むその他の金融負債について、当初認識時に取引コスト控除後の公正価値で当初測定しております。当初認識後は、実効金利法を使用した償却原価で測定し、支払利息は実効金利法で認識しております。

(b) 金融負債の認識の中止

当社グループは、金融負債が消滅したとき、すなわち、契約にて特定された債務が免責、取消し、又は失効となった時に、金融負債の認識を中止しております。

(c) 認識の中止を生じない金融負債の条件変更

金融負債が条件変更または交換されたが当該金融負債の認識の中止が生じない（すなわち大幅でない）場合には条件変更による利得又は損失を認識しております。

③ デリバティブ

当社グループは、変動金利借入金の金利変動リスクを低減するため、金利スワップを締結しております。デリバティブは、デリバティブ契約が締結された日の公正価値で当初認識され、当初認識後は各報告期間末日の公正価値で再測定されます。

なお、デリバティブの公正価値変動額は純損益として認識しております。ただし、キャッシュ・フロー・ヘッジの有効部分はその他の包括利益として認識しております。

④ ヘッジ会計

当社グループは、変動金利借入金の金利変動のリスクを低減するために金利スワップをヘッジ手段としてヘッジ会計を適用しております。

当社グループは、ヘッジ関係の開始時に、ヘッジ会計を適用しようとするヘッジ関係並びにヘッジを実施するに当たってのリスク管理目的及び戦略について、公式に指定及び文書化を行っております。当該文書は、具体的なヘッジ手段、ヘッジ対象及びヘッジされるリスクの性質並びにヘッジ関係がヘッジ有効性の要求を満たしているかどうかを判定する方法を含んでおります。

これらのヘッジは、ヘッジ対象とヘッジ手段との間に経済的關係があること、信用リスクの影響が経済的關係から生じる価値変動に著しく優越するものではないこと、ヘッジ関係のヘッジ比率が実際にヘッジしているヘッジ対象及びヘッジ手段の数量から生じる比率と同じであることが見込まれますが、ヘッジ関係が将来に向けて有効であるかどうかを判定するために、継続的に評価しております。

ヘッジ会計に関する適格要件を満たすヘッジは、当社ではキャッシュ・フロー・ヘッジが該当し、以下のように会計処理しております。

ヘッジ手段に係る利得又は損失のうち有効部分はその他の包括利益として認識し、非有効部分は直ちに純損益として認識しております。

その他の包括利益に計上されたヘッジ手段に係る金額（その他の資本の構成要素）は、ヘッジ対象である取引が純損益に影響を与える時点で純損益に振り替えております。ヘッジ対象が非金融資産又は非金融負債の認識を生じさせるものである場合には、その他の包括利益として認識されている金額（その他の資本の構成要素）は、非金融資産又は非金融負債の当初の原価又はその他の帳簿価額の修正として処理しております。

ヘッジ手段が消滅、売却、終了又は行使された場合などヘッジ関係が適格要件を満たさなくなった場合のみに、将来に向かってヘッジ会計を中止しております。ヘッジされた将来キャッシュ・フローの発生がまだ見込まれる場合には、その他の包括利益として認識されていた累積金額（その他の資本の構成要素）は、将来キャッシュ・フローが発生するか、当該金額が損失で回収の見込まれない金額を純損益に振り替えるまで、引き続き資本に計上しております。ヘッジされた将来キャッシュ・フローの発生がもはや見込まれない場合にはその他の包括利益として認識されていた累積金額（その他の資本の構成要素）を純損益に振り替えております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い額で評価しております。取得原価は、主として総平均法により算定され、正味実現可能価額は、通常の営業過程における見積販売価格から販売に要する見積費用を控除した額となります。

連結財政状態計算書に計上されている棚卸資産の帳簿価額は定期的に見直しが行われ、滞留在庫又は当社グループが今後の販売で原価を回収できる可能性が低いと判断するものについては、当該棚卸資産の帳簿価額を見積正味実現可能価額まで減額しております。

2. 重要な減価償却資産の減価償却又は償却の方法及び減損の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

すべての有形固定資産は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で表示しております。取得原価には、有形固定資産の取得に直接付随するすべての費用が含まれます。当初取得後の追加コストは、その支出により将来の経済的便益が当社グループに流入する可能性が高く、信頼性をもって金額を測定することができる場合にのみ、当該取得資産の帳簿価額に算入するか、又は個別の資産として認識しております。その他の修繕及び維持費は、発生時に連結損益計算書で認識しております。

有形固定資産の減価償却は、取得原価から残存価額を控除した金額について、以下の見積耐用年数にわたり定額法により計算しております。

- ・建物 2～31年
- ・構築物 5～41年
- ・機械装置 2～8年
- ・工具器具備品 1～20年

耐用年数は、当社グループにとっての資産の期待効用の観点から決定しております。資産の残存価額と耐用年数は、技術の変化、使用の頻度及び市場ニーズを考慮して、各連結会計年度末に見直しが行われ、必要に応じて変更しております。

(2) 無形資産（リース資産を除く）

①のれん

のれんは毎期減損テストが行われ、取得原価から減損損失累計額を控除した金額で計上しております。

②ブランド

ブランドは事業が継続する限り存在すると予想されるため耐用年数を確定できず、取得原価で表示し、償却は行っておりません。

③ソフトウェア

当社グループが取得したソフトウェアのライセンスは、取得に要した原価に基づいて資産計上しております。これらの費用は見積耐用年数（5年）にわたり定額法で償却しております。

(3) リース資産

ファイナンス・リース（リース資産の所有に伴うリスクと経済価値が実質的にすべて当社グループに移転するリース契約）により保有される資産は、有形固定資産及び無形資産に取得原価で計上され、リース期間又は経済的耐用年数のいずれか短い期間で定額法で償却しております。

(4) 資産の減損

のれん及び耐用年数が確定できない無形資産（ブランド）は償却の対象とはならず、毎年一定の時期又は減損の兆候があると認められた場合にはその都度、減損テストを行っております。

なお、当社グループには事業セグメントが1つしかなく、取得により生じるシナジー効果及びブランドの効果は当該セグメントとしての資金生成単位グループ全体から生じるため、のれん及び耐用年数を確定できないブランドは、減損テストの実施にあたり、当該資金生成単位グループ全体に配分されております。

償却対象の資産は、ある事象や状況の変化が帳簿価額を回収することができない可能性を示す兆候があった場合に減損テストを行います。減損損失は、帳簿価額が回収可能価額を上回る場合に認識されます。回収可能価額は、資産の公正価値から売却費用を控除した金額と使用価値のいずれか高い方となります。減損テストを実施するに際し、個々の資産は、そのキャッシュ・フローが相互に独立して識別可能な最少単位（資金生成単位）でグループ分けを行っており、これは個別の店舗ごとに検討されています。

将来キャッシュ・フローの予測には、市場成長率、販売量、市場価格を含む多くの重要な仮定や見積りが関与しております。将来キャッシュ・フローの予測は、過去の傾向、市況及び業界の傾向を踏まえ、将来の売上収益及び営業費用の最善の見積りに基づいて行っております。これらの仮定は、経営者により見直しております。将来キャッシュ・フローの予測値は、評価日の資本コストにリスク・プレミアム等を加味した適切な割引率に基づき調整しております。この割引率は、回収可能価額の計算で用いられる税引前加重平均資本コストに基づいております。

のれん以外の固定資産については、毎年減損損失の戻入の兆候について検討を行い、戻入が必要な場合には、償却分を調整した当初の帳簿価額を超えないように新たに見積った回収可能価額を上限として、損失の戻入をいたします。

3. 重要な引当金の計上基準

引当金は、当社グループが過去の事象の結果として現在の法的又は推定的債務を負っており、当該債務を返済するために経済的便益をもつ資源が流出する可能性が高く、その金額を信頼性をもって見積ることができる場合に認識しております。

将来の支出が12ヶ月を超え、貨幣の時間的価値の影響が重要な場合、引当金は当該負債に特有のリスクを反映した割引率を使用して、現在価値に割り引いております。時の経過による引当金の増加は、毎期連結損益計算書の金融費用に計上しております。

4. 収益の計上基準

当社グループは、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行业務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行业務に配分する

ステップ5：履行业務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する

当社グループは、回転すし店を中心とする外食事業を営んでおり、顧客に料理を提供した時点において、顧客が支配を獲得し履行业務が充足されると判断しており、当該時点で収益を認識しております。

また、収益は顧客との契約において約束された対価から、値引などを控除した金額で測定しております。

5. 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

(1)機能通貨及び表示通貨

当社グループの各企業の財務諸表は、各企業が営業活動を行う主な経済環境の通貨（機能通貨）を用いて測定しております。連結財務諸表は、当社の機能通貨である日本円で表示しております。

(2)取引及び残高

外貨建取引は、取引日の為替レートを用いて機能通貨に換算しております。外貨建取引の決済並びに外貨建貨幣性資産及び貨幣性負債の期末日の為替レートによる換算から生じる為替差損益は、有効なキャッシュ・フロー・ヘッジとしてその他の包括利益として認識される場合を除き、連結損益計算書で認識しております。

(3)在外子会社

当社グループの表示通貨と異なる機能通貨を用いているすべてのグループ企業の業績及び財政状態は、以下の方法で表示通貨に換算しております。

- ・資産及び負債は、決算日の為替レートで換算しております。
- ・収益及び費用は、平均為替レートで換算しております（平均レートが取引日の為替レートの累積的影響の合理的な概算値でない場合、取引日のレートで換算しております）。
- ・外貨換算差額は、その他の包括利益で認識し、外貨換算差額の累積額は連結財政状態計算書のその他の資本の構成要素に計上しております。

6. その他連結計算書類作成のための重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

ただし、資産に係る控除対象外消費税は発生連結会計年度の期間費用としております。

(2) 連結納税制度の適用

当社及び一部の連結子会社は、連結納税制度を適用しております。

(3) 記載金額

記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

会計方針の変更に関する注記

当社グループは、当連結会計年度より以下の基準を適用しております。

基準書	基準名	新設・改訂の概要
IFRS第9号	金融商品	金融資産及び金融負債の分類及び測定、減損並びにヘッジ会計に関する改訂
IFRS第15号	顧客との契約から生じる収益	収益認識に関する会計処理の改訂

(1) IFRS第9号「金融商品」の適用

当社グループは、当連結会計年度よりIFRS第9号「金融商品」を適用しております。適用にあたっては、経過措置を適用し、前連結会計年度に関しては修正再表示はしておりません。

本基準の適用による当社グループの連結計算書類への影響は軽微であります。

(2) IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の適用

当社グループは、当連結会計年度よりIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」を適用しております。適用にあたっては、経過措置として認められている、本基準の適用による累積的影響を適用開始日に認識する方法を採用しております。

IFRS第15号の適用に伴い、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行业務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行业務に配分する

ステップ5：履行业務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する

当社グループは、回転すし店を中心とする外食事業を営んでおり、顧客に料理を提供した時点において、顧客が支配を獲得し履行业務が充足されると判断しており、当該時点で収益を認識しております。

また、収益は顧客との契約において約束された対価から、値引などを控除した金額で測定しております。

なお、本基準の適用による当社グループの連結計算書類への影響は軽微であります。

連結財政状態計算書に関する注記

1. 資産から直接控除した貸倒引当金
敷金及び保証金 22百万円
2. 資産に係る減価償却累計額
有形固定資産の減価償却累計額 24,159百万円
上記減価償却累計額には、減損損失累計額1,826百万円が含まれております。

連結持分変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 の株式数
普通株式	29,012,496株	－株	－株	29,012,496株

2. 配当に関する事項

- (1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2018年12月20日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金 及び 資本剰余金	2,466百万円	85.00円	2018年9月30日	2018年12月21日

(注) 配当の原資別の配当金の総額は、利益剰余金から2,350百万円（1株当たり配当額81.00円）、資本剰余金から116百万円（1株当たり配当額4.00円）であります。

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の 種類	配当の 原資	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2019年12月19日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,611百万円	90.00円	2019年9月30日	2019年12月20日

3. 当連結会計年度末における当社グループが発行している新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる当社グループの株式の種類及び数
普通株式 67,400株

金融商品に関する注記

(1) 財務上のリスク管理

当社グループは、為替リスク、信用リスク、流動性リスク、金利リスクといったあらゆる財務リスクにさらされております。当社グループは、特定の方針に基づきこれらのリスクをヘッジしております。

当社グループは、実需に基づく特定の取引から生じるリスクを軽減する目的においてのみ、デリバティブ取引を使用しております。

(a) 為替リスク

当社グループは海外でも事業を展開しており、外貨のエクスポージャーから発生する為替リスクにさらされております。為替リスクは、将来の商取引及び計上されている資産や負債から発生します。

(b) 信用リスク

敷金及び保証金は、テナントのリース契約における敷金及び保証金であり、当該物件の所有者の信用リスクにさらされております。当社グループの店舗開発部は、第三者の信用格付システムに基づいた所有者の信用調査を行って信用リスクを評価し、負債状況の悪化にできるだけ早く気付けるように、相手方の財政状態を定期的にモニタリングすることにより、信用リスクの軽減に努めております。また、営業債権、預け金は、取引先の信用リスクにさらされております。当社は与信管理の規程に基づき、財務経理部を主管部門として重要な取引先の信用状況について把握する体制をとっております。敷金及び保証金、営業債権、預け金の簿価は、これら金融資産の信用リスクに対する最大エクスポージャーを示しております。当連結会計年度末現在、期日経過又は減損している金融資産はありません。

敷金及び保証金、営業債権、預け金以外の金融資産は、重要な信用リスクにさらされておられません。

(c) 流動性リスク

堅実な流動性リスク管理方針により、十分な現金及び現金同等物を確保し、借入限度枠の設定により必要な資金を確保しております。事業環境の変化に対応するため、当社グループは、未使用の借入限度枠を十分に確保することにより、柔軟な資金調達を可能とするよう努めております。

(d) 金利リスク

当社グループの金利リスクは、主に長期借入金から生じます。変動金利の借入金により、当社グループは将来キャッシュ・フローの変動リスクにさらされております。

当社グループは、変動から固定への金利スワップを用いることによりキャッシュ・フローの金利リスクを管理する方針であります。こうした金利スワップは、借入金を実質的に変動金利から固定金利に転換する効果があります。金利スワップ取引において、当社グループは、想定元本に基づき算定された固定金利と変動金利との差額について、特定の期日に受け渡しする契約を相手先との間で締結する方針であります。

(2) 金融商品の公正価値

金融商品の帳簿価額と公正価値は以下のとおりであります。なお、帳簿価額と公正価値が近似している金融商品については、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	帳簿価額	公正価値
償却原価で測定される金融資産： 敷金及び保証金	7,959	8,177
償却原価で測定される金融負債： リース債務	1,384	1,393
公正価値で測定される金融負債： デリバティブ負債	14	14

金融資産及び金融負債の公正価値は以下のように算定しております。

(a) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の相手方となる物件の所有者の信用リスクが現時点で極めて低いと判断しているため、これらの公正価値は、リース期間にわたる将来キャッシュ・フローを、国債利回りといった適切な指標で割り引いた現在価値に基づいて計算しております。

(b) リース債務

リース債務の公正価値は、元利金の合計額を同様のリース取引を新たに行った場合に想定される金利で割り引いた場合の現在価値により算定しております。

(c) デリバティブ

金利スワップ契約の公正価値は、保有する金融商品と同様の利率を用いた将来キャッシュ・フローの現在価値を基礎として計算しております。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|--------------------|-----------|
| 1. 1株当たり親会社所有者帰属持分 | 1,630円54銭 |
| 2. 基本的1株当たり当期利益 | 343円25銭 |
| 3. 希薄化後1株当たり当期利益 | 341円08銭 |

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

①食材 総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

②貯蔵品 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。

ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 5～15年

工具器具備品 2～8年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

4. ヘッジ会計の処理

繰延ヘッジ処理によっております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- (1) 消費税等の会計処理
税抜方式によっております。
ただし、資産に係る控除対象外消費税は発生事業年度の期間費用としております。
- (2) 連結納税制度の適用
連結納税制度を適用しております。
- (3) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。
- (4) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

表示方法の変更に関する注記

(損益計算書関係)

子会社からの配当金については、従来、営業外収益の「受取配当金」に含めて表示していましたが、当事業年度において組織変更を実施し、当社が、グループ全体の各種戦略を立案・遂行するための戦略的機能を担うことにつき一層明確になったことに伴い、この実態を適切に反映させるべく、当事業年度より営業収益として表示しております。

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 10百万円
2. 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。(区分表示したものを除く)
 - ①短期金銭債権 11,468百万円
 - ②短期金銭債務 140百万円
3. 取締役に対する金銭債務は次のとおりであります。
長期金銭債務 16百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
営業収益	9,858百万円
営業取引以外の取引高	263百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数	
普通株式	62株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	百万円
関係会社株式	841
繰越欠損金	351
賞与引当金	107
長期前払費用	62
その他	268
繰延税金資産小計	1,628
評価性引当額	△1,290
繰延税金資産合計	338
繰延税金負債	
その他	△6
繰延税金負債合計	△6
繰延税金資産純額	332

関連当事者との取引に関する注記

子会社

種類	会社等の 名称	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	株式会社 あきんど スシロー	所有 直接 100.0%	役務の 提供等	役務提供等 (注) 1	3,005	未収入金	9,302
				配当金の 受取 (注) 2	6,675	—	—
			配当金の 受取	貸付金の 回収 (注) 3	4,168	関係会社 短期貸付金	4,168
				資金の 貸付		関係会社 長期貸付金	13,118
			債務の 被保証	利息の受取 (注) 3	257	未収利息	1
			連結納税	債務の 被保証 (注) 4	40,909	—	—
			役員の 兼任	法人税の 受取 (注) 5	3,061	未収入金	1,638
			子会社	株式会社 スシロー クリエイティブ ダイニング	所有 直接 100.0%	役務の 提供	資金の貸付 (注) 6
資金の 貸付	利息の受取 (注) 6	6				未収利息	3
債務の 被保証	債務の 被保証 (注) 4	40,909				—	—
連結納税	役員の 兼任						
子会社	Sushiro Taiwan Co., Ltd.	所有 直接 100.0%	役務の 提供 役員の 兼任	増資の引受 (注) 7	1,169	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 役員提供等に対する費用等を勘案して合理的に価格を決定しております。
2. 配当金については、剰余金の分配可能額を基礎として合理的に決定しております。
3. 同社に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しており、返済条件は7,286百万円については3ヶ月ごとの元金均等返済、10,000百万円については残期間1年6ヶ月で返済期日一括返済としております。
4. 当社が締結した金銭消費貸借契約上の債務(借入金)について債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。
5. 連結納税制度による、連結法人税の受取額であります。
6. 同社に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しており、返済条件は100百万円については残期間3年5ヶ月、200百万円については残期間3年10ヶ月、200百万円については残期間4年6ヶ月、300百万円については残期間4年10ヶ月で返済期日一括返済としております。
7. 増資の引受は、子会社が行った増資を全額引き受けたものであります。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 610円92銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 198円09銭 |

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。